

農村の振興に関する施策についての検証 (基本法第34条及び第35条)

農村の総合的な振興、中山間地域等の振興（基本法第34、第35条）	・・・・・・ 1
（6次産業化の推進）	・・・・・・ 3

農村の総合的な振興、中山間地域等の振興（基本法第34条、第35条）

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（農村の総合的な振興）

第34条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

（中山間地域等の振興）

第35条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

○ 現行基本計画の概要

- 農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる資源と産業とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進。
- 農村への新たな交流需要の創出、都市部を含む人材の確保・育成、教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用等を推進。
- 都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討。都市農業を守り、振興する取組を推進し、その機能や効果を十分に発揮。
- 農村コミュニティを維持・再生するための対応方策の検討、中山間地域等直接支払制度の継続実施と法律上の措置とすることを含めたあり方の検討、農地・水・環境保全向上対策の評価と施策のあり方の検証、鳥獣被害対策の推進、快適で安全・安心な農村の暮らしの実現等を推進。

12基本計画（H12.3閣議決定）

17基本計画（H17.3閣議決定）

現行基本計画（H22.3閣議決定）

これまでの評価と課題等

農村人口(うち中山間地域)※1

H12 4,412万人(1,628万人)

H17 4,344万人(1,567万人)

H22 4,194万人(1,469万人)

農村の高齢化率(うち中山間地域の高齢化率)※1

H12 21.3% (25.1%)

H17 23.9% (28.2%)

H22 26.8% (31.1%)

小規模集落（総戸数9戸以下）の割合※2

平地／中間／山間 H12 3%/4%/9%

H22 3%/6%/12%

汚水処理人口普及率※3

人口30~50万人の市／人口5万人未満の市町村

H12 78%/41%

H17 85%/60%

H22 89%/71%

H25 91%/74%

中山間地域等直接支払の取組状況※4

H12年度 協定数 26,119 交付面積 54万1千ha

H17年度 協定数 27,869 交付面積 65万4千ha

H24年度 協定数 27,849 交付面積 68万2千ha

H10.3 21世紀の国土のグランドデザインの閣議決定
(国土総合開発法に基づく長期計画)
一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換

H20.7 國土形成計画の閣議決定（國土形成計画法に基づく長期計画）
・量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ
・国主導から二層の計画体系（分権型の計画づくり）へ

○ 農村地域においては、人口減少や高齢化、農家と農家以外の住民の混住化が進行し、集落機能の低下や農地等の維持・管理が困難になるとといった問題が生じている。今後、人口減少・超高齢社会の到来が予想される中、農村地域の一層の活力低下が懸念される状況。

○ このような中で、農村地域の活性化を図るためにには、農業振興のための施策だけではなく、非農家も含めた地域住民が快適に生活できるような環境の整備や就業機会の確保等の施策も含め、総合的な対策を講じることが必要ではないか。

○ このため、関係省庁が連携し、現状のまま人口減少・高齢化が推移した場合の将来の農村の姿を予測した上で、農業の振興だけでなく、生活環境の向上、就業機会の確保、国土の保全等の観点から、活力ある農村づくりに向けたビジョンの策定と、その実現のための施策について検討すべきではないか。

※1 国勢調査における人口集中地区（DID）以外の地区を農村とした。なお、DIDとは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査の調査区が市町村内で隣接し、全体として人口5,000人以上の規模で構成される地区。

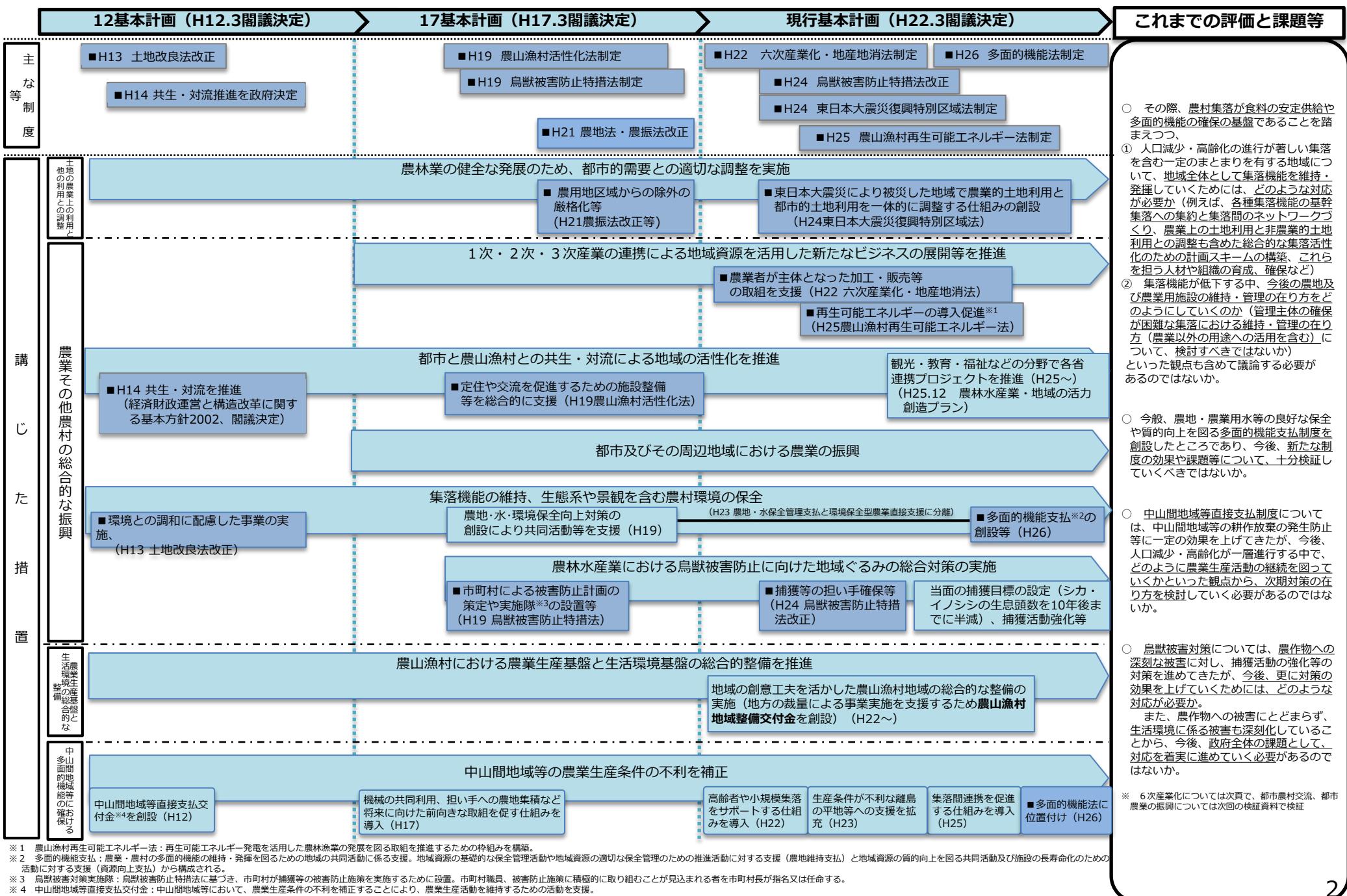
また、中山間地域とは、農林統計に用いる農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域。高齢化率とは、65歳以上人口が総人口に占める割合。（出典：国勢調査）

※2 出典：農林業センサス（組替集計）

※3 出典：国土交通省、農林水産省、環境省調べ

※4 出典：農林水産省調べ

農村の総合的な振興、中山間地域等の振興（基本法第34条、第35条）



○ その際、農村集落が食料の安定供給や多面的機能の確保の基盤であることを踏まえつつ、

① 人口減少・高齢化の進行が著しい集落を含む一定のまとまりを有する地域について、地域全体として集落機能を維持・發揮していくためには、どのような対応が必要か（例えば、各種集落機能の基幹集落への集約と集落間のネットワークづくり、農業上の土地利用と非農業的土地利用との調整も含めた総合的な集落活性化のための計画スキームの構築、これらを担う人材や組織の育成、確保など）

② 集落機能が低下する中、今後の農地及び農業用施設の維持・管理の在り方をどのようにしていくのか（管理主体の確保が困難な集落における維持・管理の在り方（農業以外の用途への活用を含む）について、検討すべきではないか）といった観点も含めて議論する必要があるのではないか。

○ 今般、農地・農業用水等の良好な保全や質的向上を図る多面的機能支払制度を創設したところであり、今後、新たな制度の効果や課題等について、十分検証していくべきではないか。

○ 中山間地域等直接支払制度については、中山間地域等の耕作放棄の発生防止等に一定の効果を上げてきたが、今後、人口減少・高齢化が一層進行する中で、どのように農業生産活動の継続を図っていくかといった観点から、次期対策の在り方を検討していく必要があるのではないか。

○ 鳥獣被害対策については、農作物への深刻な被害に対し、捕獲活動の強化等の対策を進めてきたが、今後、更に対策の効果を上げていくためには、どのような対応が必要か。

また、農作物への被害にとどまらず、生活環境に係る被害も深刻化していることから、今後、政府全体の課題として、対応を着実に進めていく必要があるのでないか。

* 6次産業化については次頁で、都市農村交流、都市農業の振興については次回の検証資料で検証

農村の総合的な振興、中山間地域等の振興（基本法第34条、第35条）

12基本計画（H12.3閣議決定）

17基本計画（H17.3閣議決定）

現行基本計画（H22.3閣議決定）

これまでの評価と課題等

6次産業化の推進

農業生産関連事業を行う販売農家数^{※1}： 25.3万戸（H12）
(全販売農家数に占める割合) (10.8%)

34.5万戸（H17）
(17.6%)

34.2万戸（H22）
(21.0%)

農業生産関連事業の年間販売額^{※2}：
総従事者数：

1.66兆円（H22）
40.0万人(H22)

1.64兆円（H23）
42.9万人(H23)

1.75兆円（H24）
45.1万人(H24)

■ H20 農商工等連携促進法^{※3}

■ H22 六次産業化・地産地消法^{※4}

■ H24 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法

■ H25 農山漁村再生可能エネルギー法

■ H26 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI法）

1次・2次・3次産業の連携による地域資源を活用した新たなビジネスの展開等を推進

H17～ 地産地消の取組の推進

■ H20～ 農業者と中小企業者の連携による取組を支援（①～③）

■ H22～ 農業者が主体となった取組を支援（①～③）
(■ H24～ 農業者主体の合弁事業体の取組を支援(①～④))

①人材育成・専門家によるサポート

（中央・都道府県サポート機関に配置した6次産業化プランナー（約1,600名）をはじめ、中小企業基盤整備機構のプロジェクトマネージャー、食の6次産業化プロデューサー等の多様な人材の活用）

②新商品の開発・販路開拓の支援

（新商品の開発に向けた試作品の製造、販路開拓に向けた商談会への出展等に対する支援）

③加工施設等の支援

（新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設の導入に対する支援）

④A-FIVE^{※5}の創設（H24）

（事業の本格的な拡大のためのA-FIVEの出資等）

H23～ 地域の多様な事業体による6次産業化ネットワークの構築

■ H26 地域ブランドの活用
(地理的表示保護制度を創設)

〔多様な地域資源の活用（例）〕

農産物の加工や直売の推進

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数^{※6}
直売所の状況(年間販売金額1億円以上の割合)^{※7}

16%（H18）

251件（H23年5月）

1,916件（H26年5月）

農業水利施設を活用した小水力発電等やバイオマスのエネルギー利用の取組の推進

農家民宿の経営等による都市農村交流の推進

農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進

H24～ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

H24～ 固定価格買取制度を活用した、農業者等の主導による再生可能エネルギー発電の取組への支援

■ H25 再生可能エネルギー発電を活用した農林漁業の発展を図る取組を推進する枠組みを構築

再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組
平成30年度目標^{※8} ・ 全国100地区以上（取組の検討着手地区：200地区以上）

小水力発電等の取組
平成28年度目標^{※9} ・ 全国1,000地域で小水力発電等の導入に向けた計画作成に着手

観光・教育・福祉などの分野で各省連携
プロジェクトを推進（H25～）
(H25.12 農林水産業・地域の活力創造プラン)

※1 出典：農林業センサス（農業生産関連事業（農産物の加工、直売所、観光農園、農家民宿、農家レストラン等の農業に関連する事業）を営む販売農家の数）

※2 出典：6次産業化総合調査（農家、農協等による農業生産関連事業の年間販売額）

※3 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の略称

※4 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の略称

※5 「農林漁業成長産業化アンド」の略称

※6 出典：農林水産省調べ

※7 出典：農業地産地消等実態調査（組替集計）及び6次産業化総合調査（通常営業・常設施設利用）

※8 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（H26）において、再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び取組を行なう検討に着手している地区数について目標を設定。

※9 土地改良長期計画（H24）において、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手する地域数について目標を設定。

- 6次産業化については、H20年に制定した農商工等連携促進法により、中小企業者と農業者が連携した取組が進められているが、実態としては中小企業者が中心となった取組となっているところ。

その後、H22年の六次産業化・地産地消法の制定、ソフト・ハードの補助事業、H24年のA-FIVEの立ち上げなど、6次産業化を推進するための各種支援策を整備してきたところであり、農業者が中心となった取組が各地域で広がりつつあるところ。

- 今後は、一層の効果的な施策の推進を図り、所得の向上、雇用の確保につなげていく観点から、改めて各種支援策の活用状況等を検証し、取組の内容や発展段階に応じた支援措置のあり方について体系的に整理していく必要があるのではないか。

- こうした中では、
 - ① より質の高い取組へと誘導していくための、農業者等による取組の効果や課題の検証と事業の拡大や改善のためのサポート
 - ② 関係省庁との連携を強化しつつ、地域段階でも産学官金の関係機関によるネットワークの強化、情報の共有化等を進め、マーケットインの発想での取組を促進するための推進体制の強化について、今後どのように進めていくべきか。

- また、農業者が中心となった取組については、資本が乏しく大規模な事業展開が難しい上、今後とも農業者の高齢化等が進む中には、6次産業化に積極的に取り組む人材の確保には限界がある等の課題もあるところ。

このため、今後は、農業者主導による取組に加え、企業のアイデア・ノウハウ等を活かした2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域ぐるみでの多様な6次産業化的取組の促進等を図っていく観点から、六次産業化・地産地消法等による支援スキーム等についてどのような工夫が考えられるか。

- 再生可能エネルギーの導入については、固定価格買取制度が開始され、事業採算性が大幅に改善。一方で、
 - ① 再生可能エネルギー導入による利益が農村の活性化に十分つながっていない
 - ② 農村固有の資源であるバイオマスや農業水利施設等の活用が十分に進んでいない
 - ③ 農業の生産活動や地域づくりへの再生可能エネルギーの利用（地産地消）が未だ不十分であるといった課題があり、農山漁村再生可能エネルギー法の活用に加え、どのように対応していく必要があるか。